

お困りごとはありませんか？

ひとりで悩まずに、相談してください。
解決の糸口が見つかるかもしれません。

“子ども”に関すること



子育てについて

いじめについて

虐待について

“高齢者”に関すること



介護保険について

ひとり暮らし
で不安なことについて

“障がい児・者”に関すること



生活支援
について

障がい者手帳
の交付について

“その他福祉”に関すること



健康について

生活保護について

貸付制度について

「どこに問い合わせればいいのかわからない」 ● ● ●

「誰に相談すればいいのかわからない」 ● ● ●

まずは、民生委員・児童委員や、主任児童委員へご相談ください。

※民生委員・児童委員、主任児童委員には守秘義務があります。

担当の 民生委員・児童委員（※ 年 月 日 現在）
主任児童委員

氏 名 _____

電話番号 _____

ご存知ですか？地域の身近な相談相手

民生委員・児童委員 主任児童委員



民生委員・児童委員とは…

地域住民と関係機関をつなぐパイプ役です

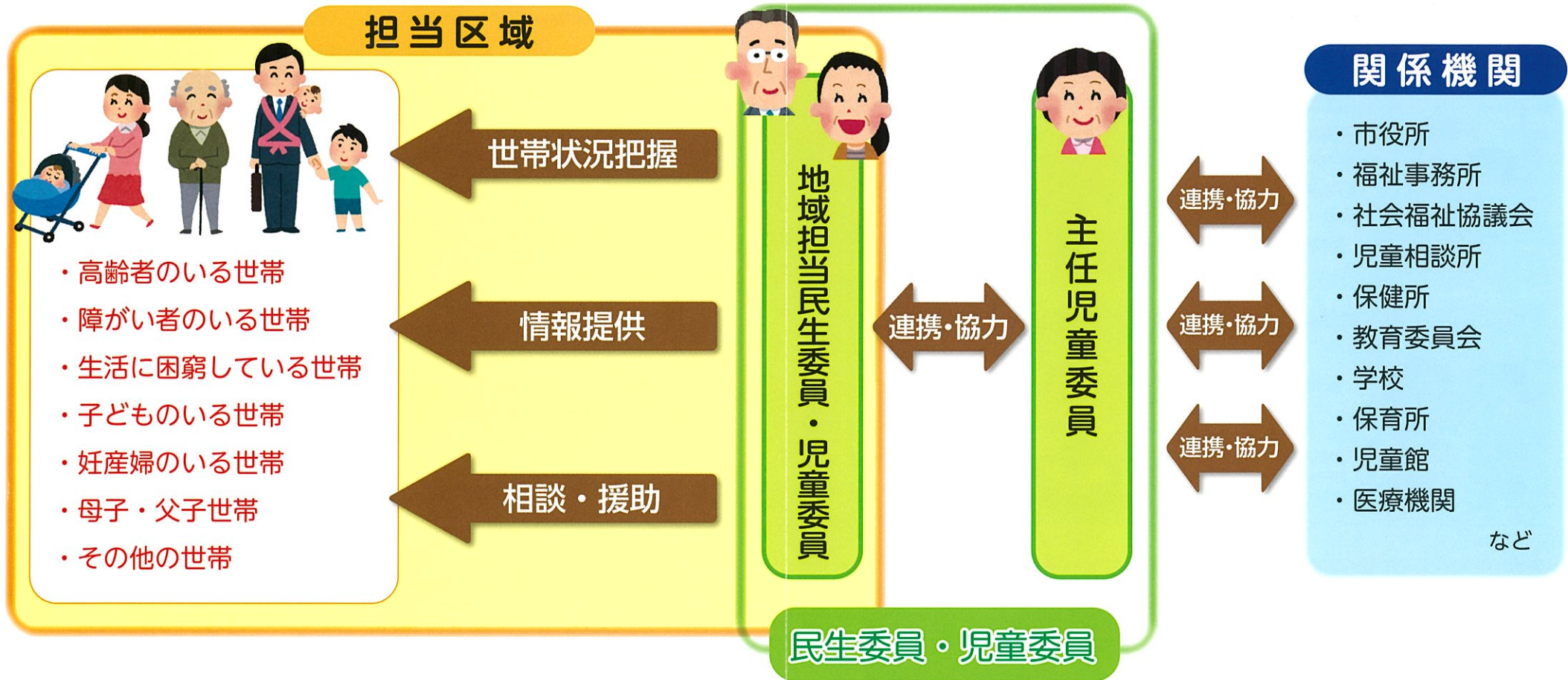
民生委員・児童委員は、地域福祉をサポートする身近な相談相手です。地域の推薦を受け、厚生労働大臣の委嘱を受けた、特別職の地方公務員（非常勤）になります。任期は3年（再任可）です。ボランティアとしての活動のため、活動に必要な交通費・通信費・研修参加費などは支給されますが給与はありません。

主任児童委員とは…

概ね小学校区に1人設置され、
児童福祉に関する活動を専任で行う民生委員・児童委員です
区域を担当する民生委員・児童委員や、関係機関との連携で地域の子どもたちが健全に育つための活動を行います。

西宮市民生委員・児童委員会

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について



実際の活動

○高齢者実態把握調査

毎年、独居・高齢世帯を中心とした70歳以上の方を訪問し、緊急連絡先や世帯状況などを聞き取りしています。

○友愛訪問

地域のひとり暮らし高齢者等を定期的に訪問し、見守りや声かけを行っています。



○健やか赤ちゃん訪問事業

生後2ヶ月ごろの赤ちゃんがいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子・父子の相談にのっています。



○その他の活動

- ・児童虐待防止の普及啓発活動
- ・高齢者の緊急時の見守りを目的とした市の事業への協力（緊急通報救助事業、地域安心ネットワーク）
- ・地域の各種事業や行事への協力など